

令和4年第7回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年7月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (19名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
<del>21番 白川 眞武</del>	<del>23番 宮澤 秀一</del>	25番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員 (2名)

21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一
-----------	-----------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

議案第35号 農用地利用集積計画の策定について (売買)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人・12番 (宮下)

議事録署名人 13番 (木下)

開 会 令和4年7月25日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第7回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず最初に、氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い中、お疲れさまです。今日は特に暑い日で、家にいる格好で会議に来たかったですけれども、そうもいかずに一応クールビズという形で出てまいりました。

この中にも出席された方もおられるかもしれませんが、先日、7月20日にJA主催でインボイスについての勉強会がありました。私も出席して、結構、五、六十人の方が参加して、宮田のさくら中央会計の税理士さんに説明していただきました。

ざっくり言うと、今の申告内容を何も検討せずにそのまま行きますと、消費税の関係で、今は例えば還付が100万円あるところ、6年後には逆に100万円取られるということで、現状から比べると200万円がキャッシュで減るといふ、そんな説明でした。

それで、またそれについては各法人で説明、検討していくっていう暫定措置がありますので、徐々にそれが適用されるということですので、その間は6年間の猶予があるわけですが、そこで検討するという形になっております。

そこで、決定は各法人ですが、それに対する援助等を農業委員の方は営農センターとどんなふうにしていくのかなってということも考えていかなければならないのかなというふうに感じて帰ってきました。

これに加えて、水田の直接支払いの関係で5年に一遍は田んぼに水を入れろと、休耕田に水を入れろという話もあります。

また、たまたま先週、法人の夏ソバの播種の経費の計算で経費を見ましたら——ちょっとまだやっておりませんが、ソバの種が1kgで約70円上がっています。それからBB372、私のそのときに見た記憶ですと10kgで約500円上がっています。

ですから、インボイスの問題、それから直接支払交付金の水田に水を入れろという問題、それから肥料等の価格の高騰、この3点を見ただけでも大変厳しい農業環境になってきていると思っております。

今、政府のほうでは農業委員会にこれをしろあれをしろと言っておりますけれども、ここら辺のところを解決しないとその土台となる受け手の担い手等が

活動できなくなってくるっていうような状況になるような気がします。ですから、まずそこら辺のところから解決していかないといけないのかなというふうに改めて感じている昨今であります。

今日は、お暑い中、また大変お忙しい中、足を運んでいただきましたので、実のある会議にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

局長 (野村 隆二君)

それでは、続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、今日は24番 小原正隆推進委員さん、よろしくお願いいたします。

24番 (小原 正隆君)

一言ということで言われているんですが、取りあえず、ちょっと3か月休んじやって申し訳ありませんでした。

今日も午前中は夏ソバ刈りをやって、午後は交代してもらって来ました。

今、会長さんの言われたように、本当に肥料の値段がすごく上がり、あとは燃料の問題もありますし、これからの農業ってどうなっていくのかなっていうことを最近すごく不安に思います。

草刈りとかも、草刈りは1銭のお金にもならない、だから年寄りがいるうちは年寄りが「おまえ、そうはいつでもみっともねえで刈ってこいや。小遣いをやるで」というくらいで若い人が刈っている家はあるんですけど、そういう年寄りがどどんいなくなったら、やっぱりこの先どうなるのかと思います。

最近、僕と同じ部落で1人、若い息子が会社を辞めて百姓をやると言ってやり始めたんですけど、どうやったらこいつを食わせてやっつけていける農業に導いていけるのかなっていうことで、最近すごく不安に思っているんです。とにかく自分がいい結果を残さないと、ああ、やっぱり小原さんはもうかっていねえで駄目だなあ、百姓はやっぱり駄目だなあってなっちゃうんで、とにかく、もう動けるうちはがむしゃらに働いて、この先も頑張りたいと思います。

あと、最近もう一つ思うことは、携帯電話におやじから電話がかかってくると、何かあったんじゃないかとか、倒れちゃったんじゃないかとか、やっぱり自分の親が年を取るとそういうことが心配だなあと思って、もう毎日、自分の体のことは自分しか分からんで、無理しなんでいいで、できることだけやってくれというふうに頼んで、毎日、僕は草刈りに行くんです。

僕のおやじは80歳ぐらいになるんですけどけれども、昔の人なんて人の言うことなんか聞かなんで困るというんですけど、まあ、本当にもう元気でやってくれているうちが一番いいのかなって思います。そんなところです。

暑いので、皆さんも気をつけて作業をするようにしてください。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続い

て御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長

（氣賀澤 道雄君）

これより令和4年7月1日付、告示第7号をもって招集した令和4年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

21番 白川眞武推進委員、23番 宮澤秀一推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において12番 宮下修委員、13番 木下豊委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

（出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの東2筆、計642㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上1件について御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

（氣賀澤 道雄君）

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

18番

（滝沢 久美子君）

この件は、今回、従来からXXXXXXXXXXさんが耕作していた土地を売買という形で購

入するということで、この農地付近には■■■■さんの農地はないですけれども、今までずっと作っていた方と売買するということで、問題ないと思います。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第 31 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、■■■■の東 3 筆、計 640 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

図面のうちの斜線部分と一体的な駐車場の利用の計画となっております。

理由でございますが、譲受人は、現在使用している駐車場が狭く、■■■■  
■■■■全ての車両が駐車できないような状況であり、こうした■■■■  
■■■■であることから駐車場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は■■■■もあり耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

中割区、[ ] の西 1 筆 360 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが [ ]  
[ ] になってきたことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は [ ]  
[ ] ある借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 2 月 28 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見  
ております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧くだ  
さい。

5-3 で表示した場所になります。

小町屋区、[ ] の東 2 筆、計 62.3 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

図面のうちの斜線部分と一体的に住宅敷地として利用する計画でございま  
す。

理由でございますが、借受人は現在 [ ] に居住しているが住宅の老  
朽化に伴い建て替えを計画し、新たな住宅の配置を検討した結果、 [ ]  
必要があり住宅用地として使用したい、貸付人は相続した農地であるが [ ] であ  
る借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、赤穂 [ ] につきましては第 1 種住居地域及  
び第 1 種中高層住居専用地域、赤穂 [ ] につきましては第 1 種住居地域  
となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 5 ページ右側を御覧くだ  
さい。

5-4 で表示した場所になります。

町 2 区、[ ] の東 1 筆 767 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲が 2 区画となっております。

理由でございますが、譲受人は市内において [ ] を営んでいるが事業拡大  
のため [ ] を計画し、用途地域内において土地を検討し、 [ ]  
に近い当地を [ ] として [ ] するため取得したい、譲渡人は譲受人の要  
請に応じるというものでございます。



農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の南1筆208㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用施設、[REDACTED]となっております。

こちらの申請のつきましては、今年4月の買受適格証明願の申請がありまして、令和4年5月9日付で長野県より証明の発行がなされております。その後、最高価借受申出人となられたことから、今回、農地法第5条申請が出てきております。

理由でございますが、譲受人は[REDACTED]を営んでいるが、規模を拡大するため競売にかかった土地を取得し[REDACTED]として利用したい。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に供する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっており、農業振興地域整備計画の軽微な変更、用途を農用地から農業用施設用地に変更する手続を令和4年7月11日付で完了しております。

以上5件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、7月9日に現地確認を行いました。

現地は、[REDACTED]と駐車場に隣接している土地でして、実際には耕作されていない農地ですので問題ないと考えます。

以上です。

25番 (米山 茂寿君)

2番のほうですが、7月11日に私と堀澤委員さんとで現地確認を行いました。

そこで[REDACTED]のほうと水のほうにちょっとまずい点があるということで指摘をしておきました。

[REDACTED]のほうは、今現在は北側のほうから入っているものを南側から入るということでもあります。

水の関係ですが、水のほうはパイプかなんかで傾倒するというので答えをいただいております。

あと、■■■■さんですが、今現在は市内のアパートに住んでいるということで、■■■■を見るということで自宅の近くに家を建てたいということあります。特に問題はないかと思います。

以上です。

10番 (春日 知也君)

3番です。

7月9日に赤羽委員と現地確認いたしました。

恐らくこの斜線になっている部分に家を建てるときに農地として残してあったものだと思うんです。庭ですとか、小さな菜園をやるうとしていたんだと思います。

今回はそこも含めて全面的に住宅地にするということで、特に一般基準的に問題ないと判断いたしました。

11番 (代田 和美君)

4番ですが、ここはちょうど■■■■の角のところで、近くには■■■■があり、すぐ横には■■■■の■■■■があつたりして、もうほとんど住宅になってきている場所ですので、特に問題ないと思います。

16番 (吉瀬 久司君)

5番の件ですが、これは大分前に一応お話をさせていただきまして、事業概要も計画どおりで変更なければ改めて意見書は必要ないということですので、以前出させていただいた意見、注意等を守っていただくということで、問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第32号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

議案書7ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年7月29日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが3,456㎡、畑が3,919㎡でございます。

貸手が5、借手が4です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、8ページ9ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第33号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書10ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和4年7月31日でございます。

期間の終期でございますが、10年が田2,020㎡、合計2,020㎡でございます。

貸手が1、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11ページが利用権設定各筆の明細となっております。

今月より筆ごとに利用権設定と利用配分計画が分かるように変更させていただきました。

1名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で1筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましては御覧ください。

以上について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 34 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 35 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

議案書の 12 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(売買)について御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、本件につきましては 7 月 12 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは 12 ページの農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日ではありますが、令和 4 年 7 月 29 日付でございます。

田んぼが 1,835 m<sup>2</sup>となります。

売手、買手ともに 1 です。

13 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

■■■■■さんから長野県農業開発公社が買受けするというものになります。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 4 年 8 月 22 日、対価につきましては 102 万円となっております。

取得後の利用目的につきましては、これまでどおり田んぼで利用することでございます。

売買対象地につきましては 15 ページに載せてございます。

の南西に位置しております。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

農地あっせん審査会会長の米山推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

25番 (米山 茂寿君)

今報告がありましたように、7月12日に現地確認を行いまして、その後、こちらに戻ってきて書類のほうの作成を行いました。

特にこれという問題等はありませんでした。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第35号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書15ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第9号の規定による届出がありましたので御報告いたします。

1件でございます。

場所につきましては16ページの左側を御覧ください。

報告事項-1で表示した場所になります。

北割1区、の北東1筆になりまして、1.916㎡のうち66.78㎡になります。

15ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、現在、農業用機械や肥料等を格納しているビニールハウスの老朽化により資材等の保管に支障が生じているため、当地に新たな農業用倉庫を設置したいということでございます。

以上1件について御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ただいまの件について質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきください。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和4年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 午後3時31分